

土木工事標準積算基準書

(共通編)

[新旧対照表]

令和5年度

(令和6年4月一部改定)

京都市建設局

別表第2
第1表

現場管理費率

工種区分	対象額 適用区分	700万円 以下	700万円を超え10億円 以下		10億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.64	459.2	-0.1608	23.19
海岸工事		27.79	113.9	-0.0885	17.82
道路改良工事		33.69	51.9	-0.0902	21.95
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.66
P.C橋工事		30.78	129.9	-0.0968	20.01
舗装工事		40.58	668.7	-0.1781	18.69
砂防・地すべり等工事		45.76	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事		42.63	357.3	-0.1490	21.25
電線共同溝工事		60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事		64.04	1692.0	-0.2185	19.28
下水道(4)工事		35.85	204.8	-0.1120	23.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

別表第2
第1表

現場管理費率

工種区分	対象額 適用区分	700万円 以下	700万円を超え10億円 以下		10億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		44.06	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
P.C橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事		46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事		61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事		54.60	1528.4	-0.2114	19.13
下水道(4)工事		35.56	178.6	-0.1024	21.39

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第1編
第2章②
I-2-②-48
ページ

第2表

工種区分	対象額 適用区分	700万円 以下	700万円を超え3億円 以下		3億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
橋梁保全工事		64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第2表

工種区分	対象額 適用区分	700万円 以下	700万円を超え3億円 以下		3億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円 以下	200万円を超え1億円 以下		1億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
道路維持工事		60.90	431.2	-0.1622	31.91
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円 以下	200万円を超え1億円 以下		1億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
道路維持工事		60.33	613	-0.1598	32.29
河川維持工事		42.35	167.1	-0.0946	29.25

国土交通省の令和6年度改定内容を反映

第 I 編
第 2 章②
I-2-②-49
ページ

第 4 表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1236	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0955	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	62.7	-0.0301	27.66

第 5 表

工種区分	対象額 適用区分	3億円 以下	3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

2) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理費率 (%)
 Np ：純工事費 (円)
 A, b ：変数値

- (注) 1. J_o の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第 4 表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

第 5 表

工種区分	対象額 適用区分	3億円 以下	3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	2)の算定式により算出された率と する。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68
フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87

2) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理費率 (%)
 Np ：純工事費 (円)
 A, b ：変数値

- (注) 1. J_o の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。
 2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

・国土交通省の令和6年度改定内容を反映